

治療用装具の写真について（靴型装具の場合のみ必要）

平成30年4月1日から、靴型装具の療養費支給申請に際しては、当該装具の写真添付が必要になります。
以下の手続きに従って写真を撮影・提出してください。

(1) 撮影方法について

装具の**真正面**から**全体**が写っているものを1枚、必ず撮影してください。

(右図参照)

その他に、何枚撮影しても構いません。

ロゴ・商標などがある場合、出来るだけ写真に写る様に撮影してください。

提出された写真は療養費の支給決定に使用する為返却できません。



(2) 撮影した写真を、下記いずれかの方法で健康保険組合までご提出ください。

(ア) 撮影した写真を現像し、下記添付欄に貼付けし、

申請書1枚目とその他の添付書類（医師の作成指示書等）と一緒に下記送付先へ提出

(写真貼付欄)

※複数枚撮影された場合は本紙裏面もしくは別の用紙に貼付し、ホチキス留めください。

(イ) 撮影した写真の画像データを、健康保険組合までメールで送信

送信先メールアドレス : info@lillykenpo.com

※メールを送信した後、申請書1枚目とその他の添付書類（医師の作成指示書等）と一緒に下記送付先へ提出
画像メールの送信日を下記へご記入ください。

画像メール送信日 : 年 月 日 メール提出済

(送付先)

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原4-1-6 アクロス新大阪 2階
日本イーライリリー健康保険組合 宛